

様式第 9 号 (第 12 条関係)

世羅町公示第 150 号

下記町税（料）については、令和８年８月２０日に送達したが摘要欄記載の理由によって送達不能でありました。ついては、この書類は、世羅町長が保管しておりますからいつでも送達を受けるべき者に交付します。

地方税法第 20 条の 2 第 2 項の規定により公示します。

令和8年9月7日

世羅郡世羅町長 奥 田 正 和

送達する書類及び通数	摘 要	住 所 氏 名
令和 8 年度 固定資産税 2 期分 督促状 1 通	送付先不明	茨城県つくば市要 186 番地 2 株式会社 S R S 様
	以下余白	